

結婚新生活支援事業補助金の申請前にご確認ください

必要書類等チェックリスト

申請する前に、記載内容に間違いや漏れなどが無いか確認し、チェックしてください。
申請の際は申請書類一式と一緒にこの用紙を提出してください。

申請者 _____

対象要件(すべての要件に該当しているかご確認ください。)

	確認事項	確認したら☑する
1	婚姻届を提出し、受理された日が令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間であるか	<input type="checkbox"/> 期間内である (年 月 日)
2	婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であるか	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに29歳以下である <input type="checkbox"/> 上記に該当せず、夫婦ともに39歳以下である (夫 歳、妻 歳)
3	夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている	<input type="checkbox"/> 能美市民である
4	対象となる住居が市内にあるか。	<input type="checkbox"/> 住居が市内にある
5	夫婦のいずれかが契約した住宅であるか	<input type="checkbox"/> 夫婦のいずれかの契約である
6	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの住居取得、リフォーム、賃貸、引っ越し等の費用であり、支払いもその間の支払い分であるか。	<input type="checkbox"/> 期間内の費用である 住居取得(年 月 日) 賃貸借(年 月 日) 引っ越し(年 月 日)
7	令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の夫婦の合計所得が500万円未満であるか。 (4月～6月の申請にあつては、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の所得とする。) ただし、下記に当てはまる場合は該当する方法にて計算した金額が500万円未満であること。 ●貸与型奨学金の返済を行っている場合 世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額	<input type="checkbox"/> 500万円未満である 夫の所得(円) 妻の所得(円) 奨学金の年間返済額 (円)
		合計所得(円)
8	対象となる住居に居住する全員が納付すべき市税等を滞納していないか。	<input type="checkbox"/> 滞納していない
9	他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないか。 (夫婦の一方でも助成を受けたことがある場合は対象になりません)	<input type="checkbox"/> を受けていない
10	過去に本制度に基づく補助金の交付を受けていないか。	<input type="checkbox"/> を受けていない

提出書類(書類が揃っているかご確認ください)

[共通の必要書類]

1	能美市結婚新生活支援事業補助金交付申請書及び請求書(様式第1号)	
2	世帯全員の住民票	
3	婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本)	
4	新婚世帯の合計所得を証明する書類(所得証明書)	
5	住宅手当支給証明書(様式第2号) ※支給の有無に関わらず、勤務している会社で記入してもらってください。 ※夫婦ともに提出が必要です。 または、離職を証明する書類(結婚を機に離職された方)	
6	債権者登録申請票	
7	通帳の写し	
8	本事業実施に関するアンケート	

[住宅を取得又はリフォームした場合]

1	住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し	
2	住宅取得費又はリフォーム費の領収書又は支払金額が確認できる書類の写し	

[住宅を借りた場合]

1	住宅の賃貸借契約書の写し	
2	賃料等の領収書又は支払金額が確認できる書類の写し	

[引越しをした場合]

1	引越に係る領収書の写し	
---	-------------	--

[奨学金を返済している場合]

1	奨学金の返済額がわかる書類の写し	
---	------------------	--